

長沼町持続化給付金給付要項

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業自粛等により特に大きな影響を受けている、中小企業その他の法人等（以下「中小法人」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）のうち、給付対象者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える持続化給付金（以下「給付金」という。）を給付するために必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次のとおりとする。

中小法人等	個人事業者等
<p>1 申請者が、中小法人等の場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。</p> <p>(1) 2020年4月1日時点において、次の①又は②のうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。</p> <p>① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること</p> <p>② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること</p> <p>(2) 2019年以前から事業により事業収入（確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。）（売上）を得ており、今後も</p>	<p>1 申請者が、個人事業者等の場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。</p> <p>(1) 2019年以前から事業により事業収入（第4条第3項第1号①及び同項第2号①により提出する確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとし、2019年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。以下同じ。ただし、第9条第1項の規定に基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控を用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上(収</p>

事業を継続する意思があること

- (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができる。
- (4) 長沼町内で対象施設（店舗）を営む法人で、今後も事業を継続する意思があること。
- (5) 国の持続化給付金の給付を受けていないこと。

入) 金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること

- (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。
- (3) 長沼町内で対象施設（店舗）を営む個人事業者で、今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 国の持続化給付金の給付を受けていないこと。

2 前項第2号において、青色申告を行っている者の場合は、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いること。ただし、青色申告を行っている者で、次に掲げる事項のいずれかを満たす者の場合は次項によるものとする。

- (1) 所得税青色申告決算書を提出しない

	<p>ことを選択した場合</p> <p>(2) 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合若しくは記載の必要がない場合</p> <p>(3) 相当の事由により当該書類を提出できない場合</p> <p>3 第1項第2号において、白色申告を行っている者の場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は第9条第1項の規定に基づき住民税の申告書類の控を用いる場合には、2019年の月次の事業収入が記載されないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。</p>
--	---

(給付額)

第3条 給付金の給付額は、中小法人等及び個人事業者等とも一律10万円とする。ただし、減少見込額が10万円に満たない場合は、減少見込額を給付額とする。

(給付申請)

第4条 申請者は、長沼町持続化給付金給付申請書（様式第1号）を、令和2年6月1日（月）から令和3年1月15日（金）（消印有効）までに、町長に提出しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる情報（以下「基本情報」という。）を町長に提出すること。

中小法人等	個人事業者等
(1) 法人番号	(1) 屋号・雅号
(2) 法人名	(2) 業種
(3) 本店所在地	(3) 申請者住所
(4) 決算月	(4) 申請者氏名
(5) 設立年月日	(5) 生年月日
(6) 業種	(6) 連絡先
(7) 資本金額又は出資の総額・常時使用する従業員数	(7) 対象月
(8) 代表者・担当者情報	(8) 2019年の事業収入
(9) 代表者・担当者連絡先	(9) 対象月の月間事業収入、2019年の対象月と同月の月間事業収入
(10) 対象月	(10) 申請者本人名義の振込先口座に関する

(11)対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入	情報
(12)対象月の月間事業収入、2019年の対象月と同月の月間事業収入	
(13)法人名義の振込先口座（法人の代表者名義の口座も可。以下同じ。）に関する情報	

3 第1項の申請にあたっては、次に掲げる書類等のデータ（以下「証拠書類等」という。）を町長に提出すること。

中小法人等	個人事業者等
<p>(1) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控（收受日付印が押されていること。 なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控</p> <p>(2) 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>(3) 法人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p> <p>※ 提出する証拠書類等は、スキャンしたものだけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影したものでもよい。</p>	<p>(1) 青色申告を行っている場合は、次の①から⑤の全て。</p> <p>① 2019年分の確定申告書第1表の控(收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができる。この場合、收受印等のない確定申告書第1表の控、及び所得税青色申告決算書の控を用いることができる。なお、收受日付印等が存在せず、「納税証明書（その2所得金額用）」による代替提出もない場合であっても申請は可能であるが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果、給付金の給</p>

付ができない場合がある。以下同じ。)及び所得税青色申告決算書の控(青色申告決算書の控は提出しないことを選択することができる。ただし、この場合、次号によるものとする。)

② 対象月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも可能とする。以下同じ。)

③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

④ 別表1に定める本人確認書類

⑤ その他町長が必要と認める書類

(2) 白色申告を行っている場合は、次の①から⑤の全て。

① 2019年分の確定申告書第1表の控

② 対象月の月間事業収入がわかるもの

③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

④ 別表1に定める本人確認書類

⑤ その他町長が必要と認める書類

※ 提出する証拠書類等は、スキャンしたものだけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影したものでもよい。

4 町長は、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることができる。

5 提出のあった申請書類及び必要書類は、返却しないものとする。

(宣誓事項)

第5条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

(1) 第2条の要件を満たしていること

(2) 前条第2項の基本情報及び第3項の証拠書類等(以下「基本情報等」という。)に虚偽のないこと

- (3) 次条の不給付要件に該当しないこと
 - (4) 関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
 - (5) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第8条の規定に従い給付金の返還等を行うこと
 - (6) 別紙で定める誓約書
 - (7) 本要項に従うこと
- （不給付要件）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金は給付しない。

中小法人等	個人事業者等
(1) 次条第2項の給付決定通知を受け取った者	(1) 次条第2項の給付決定通知を受け取った者
(2) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人	(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者	(3) 宗教上の組織若しくは団体
(4) 政治団体	(4) 国の持続化給付金を受け取った者
(5) 宗教上の組織若しくは団体	(5) 前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的から適切でないと町長が判断する者
(6) 国の持続化給付金を受け取った者	
(7) 前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的に照らして適切でないと町長が判断する者	

2 上記各号のいずれかに該当する者に対しては、長沼町持続化給付金不支給通知書（様式第2号）により通知する。

（給付決定）

第7条 町長は、第4条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付又は不支給の決定を行う。

2 町長は、前項の審査の結果、給付金を給付する場合には、長沼町持続化給付金給付決定通知書（様式第3号）により、不支給とする場合には、長沼町持続化給付金不支給決定通知書（様式第4号）により通知する。

（決定の取消し及び返還）

第8条 町長は、給付金の給付決定を受けた者が、虚偽その他不正の申請により、又は国の持続化給付金の給付決定者となったことにより、当該決定を受け、又は給付金の給付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた者に損害が発生しても町長は、その賠償の責めを負わない。

（証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例）

第9条

中小法人等	個人事業者等
<p>1 申請日が、その属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ当該確定申告を完了していない場合には、第4条第3項の証拠書類等について、対象月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書類で代替することができる。また、その他相当の事由により提出できないものと町長が認めるときは、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。</p>	<p>1 第4条第3項第1号①及び同項第2号①の証拠書類等について、2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合は、2019年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。また、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日国税庁）に基づき、2019年分の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、2018年分の確定申告書等の控又は2018年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。</p>
<p>2 法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。</p>	<p>2 第3条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表2に定める証拠書類等を提出することで、別表2の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は10万円とする。なお、別表3の1の項の証拠書類等の特例の欄中の第2号ハに掲げる書類を証</p>
<p>3 第3条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表に定める証拠書類</p>	<p>3 第3条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表に定める証拠書類</p>

<p>等を提出することで、別表2の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は10万円とする。</p> <p>なお、第7号の場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。</p> <p>(1) 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合</p> <p>(2) 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p> <p>(3) 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合</p> <p>(4) 連結納税を行っている場合</p> <p>(5) 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合</p> <p>(6) 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合</p> <p>(7) 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合</p>	<p>抛書類として提出する場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。</p> <p>(1) 2019年1月から12月までの間に開業した場合</p> <p>(2) 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p> <p>(3) 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合</p> <p>(4) 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合</p>
---	---

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年5月27日から施行する。

別 紙

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記の事項を誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではない及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではない。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしない。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給しない、又は便宜を供与しないなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しない、若しくは関与しない。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していない。
- 5 国の持続化給付金の給付を受けた（受けている）場合は、給付金の全部を長沼町に返還します。

令和 年 月 日

〒

申請者 住 所 : _____

法 人 名 : _____

代表者名 : _____ 印

別表 1（個人事業者等）

本人確認書類

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写を提出すること。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

- 1 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
- 2 個人番号カード（表面のみ）
- 3 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
- 4 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- 5 上記 1 から 4 を保有していない場合、住民票の控及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票の控及び各種健康保険証の両方

別表2（中小法人等）

項	証拠書類等の特例	算定式及び基本情報の特例
1 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合	<p>2019年1月から12月までの間に法人を設立した場合であって、対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて20%以上50%未満減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第3項で定める証拠書類等（2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての事業に係るものを提出すること。）</p> <p>2 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2019年1月1日から12月31日までの間であること。）</p>	<p>$A \div M \times 12 - B \times 12$</p> <p>A：2019年の年間事業収入 M：2019年の設立後月数（設立した日の属する月も、操業日数に関わらず、1か月とみなす。） B：対象月の月間事業収入</p>
2 月あたりの事業収入の変動が大きい場合	<p>少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期間の3か月（以下「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて20%以上50%未満減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、基準期間の属する事業年度の年間事業収入の20%以上50%未満に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の20%以上50%未満に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2</p>	<p>$A - B$</p> <p>A：基準期間の事業収入の合計 B：対象期間の事業収入の合計</p>

	<p>020年12月以前とする。また、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>1 第4条第3項で定める証拠書類等（基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第4条第3項第1号の証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を月間事業収入がわかる形で提出すること。また、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第4条第3項第2号の証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を提出すること。）</p>	
<p>3 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合</p>	<p>事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年以前に合併を行った法人はこの特例を適用できず、2019年1月から12月の間に合併した法人は、第9条第3項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>1 第4条第3項で定める証拠書類（第4条第3項第1号については合併前の各法人に係るものであり、2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての月間事業収入がわかるものとする。また、第4条第3項第2号から第4号までについては合併後の法人に係るものとする。）</p> <p>2 履歴事項全部証明書（合併年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A : 合併前の各法人の2019年の年間事業収入の合計</p> <p>B : 合併後の法人の対象月の月間事業収入</p>

<p>4 連結納税を行っている場合</p>	<p>連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、第2条に規定する要件を満たす場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。なお、この特例は、第9条で定める他の特例と併用することができる。</p> <p>1 第4条第3項で定める証拠書類等（確定申告書別表1の控については、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。）</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入</p> <p>B：対象月の月間事業収入</p>
<p>5 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合</p>	<p>2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人の場合、次の証拠書類等の特例及び右の計算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第3項で定める証拠書類等（第4条第3項第1号については、罹災証明書を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度に係るもの。）</p> <p>2 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。）</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入</p> <p>B：対象月の月間事業収入</p>
<p>6 事業収入を比較する2つの月に個人事業から法人化した場合</p>	<p>申請者は法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年以前に法人化した法人はこの特例を適用できず、2019年1月から12月の間に法人化した法人は、第9条第3項第1号の特例を適用することを可能とする。</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：2019年の法人化前の個人事業者の事業収入</p> <p>B：対象月における法人化後の法人の月間事業収入</p>

	<p>1 第4条第3項で定める証拠書類等（第4条第3項第1号については、2019年分の法人化前の個人事業者に係るものとし、第4条第3項第2号から第4号までについては、法人化後の法人に係るものとする。）</p> <p>2 法人設立届出書（法人税法第148条）又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条）（法人設立届書の場合は、法人設立届書の「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しており、「整理番号：」に個人の確定申告に番号を記載していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。）</p> <p>3 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	
<p>7 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）</p>	<p>申請者が特定非営利活動法人、公益法人等である場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとする。</p> <p>1 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかるも</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入</p> <p>B：対象月の月間収入</p> <p>ただし、A及びBの収入については、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業に</p>

<p>の場合</p>	<p>の（例えば、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入がわかるもの又はこれに類するもの。）</p> <p>2 対象月の月間収入がわかるもの（対象月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>3 法人名義の振込先口座の通帳の写</p> <p>4 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等</p> <p>5 その他町長が必要と認める書類</p>	<p>による収入を含む。）のみを対象とする。</p>
------------	---	----------------------------

別表3（個人事業者等）

項	証拠書類等の特例	算定式及び基本情報の特例
<p>1 2019年 1月から 12月まで の間に開 業した場 合</p>	<p>2019年1月から12月までの間に開業した場合であって、対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて20%以上50%未満減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第3項で定める証拠書類等 2 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2019年12月31日以前で、当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印されていること。）</p> <p>ロ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が2019年12月31日以前で、当該申告書の提出日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されていること。）</p> <p>ハ 上記イ及びロ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類（事業開始の年月日が2019年12月31日以前であること。）</p>	<p>$A \div M \times 12 - B \times 12$</p> <p>A：2019年の年間事業収入 M：2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数に関わらず、1か月とみなす。） B：対象月の事業収入</p>
<p>2 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p>	<p>少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期間の3か月（以下「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて20%以上50%未満減少している場合であって、基準期間の事</p>	<p>$A - B$</p> <p>A：基準期間の事業収入の合計 B：対象期間の事業収入の合計</p>

	<p>業収入の合計が、2019年の年間事業収入の20%以上50%未満に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の20%以上50%未満に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2020年12月以前でなければならない。また、所得税青色申告決算書において2019年の月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>1 第4条第3項第1号で定める証拠書類等（基準期間及び対象期間が複数年にまたがる場合には、第4条第3項第1号①の証拠書類等についても、当該期間の全ての期間分を提出する必要がある。）</p>	
<p>3 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合</p>	<p>事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できない。なお、2019年1月から12月の間に承継を受けた者は、第9条第2項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>1 第4条第3項で定める証拠書類等（第4条第3項第1号①及び同項第2号①については、事業の承継を行った者の名義に係るものとし、その他証拠書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るもの</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入</p> <p>B：事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入</p>

	<p>とする。)</p> <p>2 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2019年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間とされており、提出日が開業日から1か月以内で、税務署受付印が押印されていること。)</p>	
<p>4 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合</p>	<p>2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者の場合、次の証拠書類等の特例及び右の計算式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第3項で定める証拠書類等（第4条第3項第1号①又は同項第2号①については、罹災証明書を受けた年の前年分に係るもの。）</p> <p>2 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行された者に限る。）</p>	<p>$A - B \times 12$</p> <p>A：罹災証明書を受けた年の前年の年間事業収入</p> <p>B：対象月の月間事業収入</p>

受付方法及び受付期間

1 郵送申請のみ

(1) 受付期間：令和2年6月1日（月）から令和3年1月15日（金）まで

※ 1月15日（金）の消印有効

※ 感染症の収束状況により、受付期間を延長する場合があります。

(2) 宛先

郵便番号：〒069-1392

住 所：夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

宛 先：長沼町役場産業振興課 持続化給付金申請受付

※ 封筒の裏面には、差出人の住所及び氏名を必ず記載願います。

※ 申請書及び必要書類の返却はいたしません。

※ 感染症拡大防止のため、ご持参による申請は受け付けておりません。